

議案第12号

富士見市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

水道法施行令の一部改正に伴い、富士見市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

富士見市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加える。

第4条第1項第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。